

金融機関の不良債権とその影響

— 自己査定制度と実証分析を通じて —

M041916 柏村 健一郎

1. 研究の目的

バブル崩壊以降、不良債権問題は深刻な金融危機の根源的な問題の一つとされ、金融システムへ多大な影響を与える結果になったことは周知の事実である。

こうしたことから本論文ではまず不良債権を定義し、不良債権の規模と自己査定の制度について考察を行う。その上で不良債権に影響を与えられる変数を用いて分析を行い、検証した。具体的には、90年代後半に行われた不良債権と自己資本の関連性を検証した先行研究（全国銀行を対象）と比較し、不良債権を惹起すると仮説を立てた変数を与える影響について統計的に分析し、説明することを目的としている。

2. 不良債権の現状と影響

バブルの発生、膨張から崩壊までの過程を探求し、現在までの不良債権の処理状況を時系列に分析した。全国銀行における95年度から03年度までの不良債権処分損とコア業務純益の比較を行ったところ、ほとんどの年度において不良債権処分損がコア業務純益を上回っている状況であった。バブル崩壊以降に発生した巨額の不良債権処理は、銀行収益を奪い、金融機関の体力を相当消耗することが明らかとなった。そうした損失による自己資本の低減は、公的資金の注入をはじめ、第3者による劣後ローン等を利用した増資、本店や合併により廃止された支店などの土地・建物を売却し、賄っていたと考えられる。

3. 自己査定制度の考察

自己査定制度については、貸倒引当金の引当率という会計処理に関連し分類基準を決定する制度である現状を踏まえれば、自己査定の計数ならびに基準に注目が集まるのは当然のことである。まず自己査定での不良債権の判断基準や不良債権の計上方法等の特徴に関し、事例を用いて他の基準（リスク管理債権及び金融再生法開示債権）との比較を行った。その結果、各基準により不良債権の計上額が大きく相違しており「評価の非対称性」を指摘した。さらに、経営上重要な判断である分類基準を決定する基準について、判定が流動的になりやすい中小企業に的を絞る、金融検査マニュアル（中小企業融資編）を参考に事例を用いて考察を行った。自己査定の債務者区分の判断基準については、非常に内部的な要素が強く、一般的に分かりにくい面があるが、そこに潜むジレンマ、企業の技術力等の把握、担保主義の審査判断、債務者区分決定後の

与信判断の課題等を解明した。さらに自己査定制度に関連するDDSについて検討し、将来的にランクアップが期待できるメリットがある一方で、会計処理上の問題点や制度上において「対象先が限定されている（要管理以上）」、「中小企業には荷の重い実現可能性の高い経営改善計画の策定」、「銀行間の調整が必要」等の問題点が明らかとなり、内容の見直しが必要であることを示唆している。

4. 不良債権に関する実証的研究

中国地方に本店を置く地域金融機関（上位10行）の公表されているデータから、不良債権と不良債権に関連する変数を用いて実証分析を行った。バブル崩壊以降、不良債権問題が顕在化し、こうした実証的研究は多数行われているが、バブル期における不動産業貸出や建設業貸出は、異常なまでの貸出の増加や過度な担保主義の顛末として不良債権と相関関係にあると言われている。従って、現在においてもリスクの高い貸出として仮説を立てた。その仮説を検証するため、本論文では大手金融機関の相次ぐ破綻が問題となった翌年度（1998年度）から昨年度（2004年度）までの7年間のデータを用いて重回帰分析を行ったものである。その結果、自己資本比率については予想通り、不良債権比率とマイナスの相関が示されたが、プラスの相関が予想されていた不動産業貸出、建設業貸出、中小企業等貸出についてはマイナスに有意となった。つまり、バブル崩壊直後において不動産業貸出等は、不良債権の根源的な貸出であると先行研究では指摘されていたが、現在においては信用リスク管理の高度化、審査機能の厳格化等により、必ずしも不良債権の発生する可能性が高いリスクのある貸出とは言えない結果が示されたのである。

5. 結論と今後の課題

日本における不良債権問題は、バブル期におきた積極的な融資集中、特に不動産業、建設業等への貸出が根源的存在であると言われていた。しかし、本論文の分析により不良債権比率に対しマイナスに有意であると実証的に示されたのである。ただ、不良債権比率の中に償却やオフバランス化された債権等が含まれていない点は今後の課題である。また中国地方における地域金融機関の分析として有用な分析結果となったと考えるが、全国的な傾向を把握するためには、全国銀行のデータにおいて分析し、検討する必要がある。